表発動機・プラット・アンド・ホイットニー・カナダ式の項中第二十六号を第二十一号とし、第二十七号を第二十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

			30　ＰＷ127Ｍ系列型	8,000

表発動機・プラット・アンド・ホイットニー・カナダ式の項中第二十六号を第二十八号とし、第二十五号を第二十七号とし、第二十四号を第二十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

			26　ＰＴ６Ｔ－９型	
			(1)　モジュールごとに整備しない場合	当該発動機を構成するモジュールについて、以下のモジュールごとに定められた時間のうち最も短い時間
			(2)　モジュールごとに整備する場合	
			ア　パワー・セクション・アセンブリ	5,000
			イ　リダクション・ギアボックス・アセンブリ	4,000

表発動機・プラット・アンド・ホイットニー・カナダ式の項中第二十三号を第二十四号とし、第二十二号を第二十三号とし、同項第二十一号(2)ア中「3,000」を「4,500」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項第二十号中「ＰＴ６Ｂ－36、36Ａ及び36Ｂ型」を「ＰＴ６Ｂ－36Ａ及び36Ｂ型」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項中第十九号を第二十号とし、第十二号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十一号の次に次の一号を加える。

			12　ＰＴ６Ａ－42Ａ型	3,600

表発動機・ウイリアム・インターナショナル式の項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

			2　ＦＪ44－１ＡＰ型	3,500

表発動機・ウイリアム・インターナショナル式の項に次の一号を加える。

			5　ＦＪ44－４Ａ型	5,000

表発動機・三菱式の項を次のように改める。

	オーストロ式	1　Ｅ４型	1,800

表燃料管制器の項中「ツルボメカ式」を「サフラン・ヘリコプター・エンジンズ（ツルボメカ）式」に改め、同項第十九号中「アリエル１Ｄ系列型発動機用のもの」を「アリエル１Ｄ型発動機用のもの」に改め、同項第五十四号及び第五十五号を削り、同項中第五十三号を第五十六号とし、第五十二号を第五十七号とし、第五十一号を第五十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

			56　ウイリアム・インターナショナル式ＦＪ44－１ＡＰ型発動機用のもの	
			(1)　部品番号が119148又は119149のもの	6,000
			(2)　その他のもの	3,500

表燃料管制器の項第五十号を削り、同項第四十九号中「ＰＷ207Ｄ型発動機用のもの」を「ＰＷ207Ｃ、Ｄ、Ｄ１、Ｄ２及びＥ型発動機用のもの」に、「4,000」を「当該航空機に装備する発動機についてこの表で定められた時間に500時間を加えた時間」に改め、同号を同項第五十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

			54　プラット・アンド・ホイットニー・カナダ式ＰＷ210系列型発動機用のもの	当該航空機に装備する発動機についてこの表で定められた時間に500時間を加えた時間

表燃料管制器の項第四十七号及び第四十八号を削り、同項第四十六号中「ＰＷ206Ａ及びＥ型並びにＰＷ207Ｅ型発動機用のもの」を「ＰＷ206Ａ、Ｂ、Ｂ２、Ｂ３、Ｃ及びＥ型発動機用のもの」に、「4,000」を「当該航空機に装備する発動機についてこの表で定められた時間に500時間を加えた時間」に改め、同号を同項第五十二号とし、同項第四十五号を削り、同項第四十四号を次のように改める。

			44　プラット・アンド・ホイットニー・カナダ式ＰＴ６Ｔ－３系列型発動機用のもの	
			(1)　オートマチック・コントロールのもの	6,000
			(2)　マニュアル・コントロールのもの	当該航空機に装備する発動機についてこの表で定められた時間に500時間を加えた時間

表燃料管制器の項中第四十四号を第五十一号とし、同項第四十三号中「5,500」を「当該航空機に装備する発動機についてこの表で定められた時間に500時間を加えた時間」に改め、同号を同項第五十号とし、同項第四十二号中「ＰＴ６Ｂ－36、36Ａ及び36Ｂ型発動機用のもの」を「ＰＴ６Ｂ－36Ａ及び36Ｂ型発動機用のもの」に、「4,500」を「当該航空機に装備する発動機についてこの表で定められた時間に500時間を加えた時間」に改め、同号を同項第四十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

			49　プラット・アンド・ホイットニー・カナダ式ＰＴ６Ｂ－37Ａ型発動機用のもの	3,500

表燃料管制器の項中第四十一号を第四十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

			46　プラット・アンド・ホイットニー・カナダ式ＪＴ15Ｄ系列型発動機用のもの	当該航空機に装備する発動機についてこの表で定められた時間に500時間を加えた時間
			47　プラット・アンド・ホイットニー・カナダ式ＰＴ６Ａ系列型発動機用のもの	当該航空機に装備する発動機についてこの表で定められた時間に500時間を加えた時間

表燃料管制器の項中第四十号を第四十四号とし、第三十四号から第三十九号までを四号ずつ繰り下げ、同項第三十三号中「当該航空機に装備する発動機についてこの表で定められた時間」を「3,000」に改め、同号を同項第三十七号とし、同項第三十二号を次のように改める。

			32　サフラン・ヘリコプター・エンジンズ（ツルボメカ）式アリウス２Ｆ型発動機用のもの	
			(1)　改修ＴＦ２、４、５、６、17、24Ａ、28、38Ａ、39、50Ａ、51Ａ、55及び77を実施したもの	3,000
			(2)　その他のもの	2,800

表燃料管制器の項中第三十二号を第三十六号とし、同項第三十一号を次のように改める。

			31　サフラン・ヘリコプター・エンジンズ（ツルボメカ）式アリウス２Ｂ２型発動機用のもの	
			(1)　ア及びイのいずれにも該当するもの	3,850
			ア　改修ＴＵ69Ａ、70Ａ、86、126及び133を実施したもの	
			イ　改修ＴＵ127又は138のいずれかを実施したもの	
			(2)　その他のもの	3,500